



令和 8 年度

# 行橋市保育施設等利用のご案内



## 申込みの前に

保育施設等によって、保育方針や給食、園庭の広さなどさまざまです。

利用申込みにあたっては、

**必ず事前に、利用を希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学してください。**

**（第1希望は必須、第2希望、第3希望はなるべく見学をお願いします）**

## <令和8年度年齢別クラス>

令和8年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。年度途中の申込みでも同様です。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～	3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

## <目次>

1. 保育施設に入園するには……………	2 P
2. 教育・保育給付認定の区分について……………	3 P
3. 入園の申込について……………	4 P
4. 市外からの申込み、市外施設への申込について…	5 P
5. 申込に必要な書類について……………	6 P
6. 申込にあたっての注意点……………	7 P
7. 申込後に届出（書類の提出）が必要なとき……………	7 P
8. 利用者負担額（保育料）について……………	8～10 P
9. こんなときどうするの？（Q&A）……………	10～13 P
10. 重要なお知らせ……………	14 P

はじめて保育施設等を利用する方へ  
**令和8年度 行橋市  
 保育施設入所説明**

行橋市公式 You Tube から  
 保育施設入園の説明動画  
 ご覧になれます。

# 1. 保育施設に入園するには

保育園または認定こども園・地域型保育事業に利用申込みできるのは、保護者のいずれもが、下表「保育を必要とする事由」の①～⑩のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合です。

※保育施設は、保護者のいずれもが家庭で保育できない場合に、保護者に代わりお子さんを保育する施設です。

**小学生の入学準備としての幼児教育の場とするため、集団生活の体験の場とするため、**

**下のお子さんの育児のため**等の理由で保育施設等を利用することはできません。

保育を必要とする事由		保護者の状況	支給認定の期間 (入園できる期間)
①	就労	月48時間以上就労 ※1	就労が継続している期間 (育児休業中は除く)
②	妊娠・ 出産	妊娠中であるか、または出産後間がない状態	出産予定日の2か月前にあたる日の月の初日から6か月目の月末まで (6か月間)
③	疾病・ 障がい	保護者が疾病で入通院している場合や障がいがある場合	疾病等が回復するまで 入院・療養を要しなくなる月の月末まで (最長年度末まで)
④	介護・ 看護	同居、又は長期入院等している親族(就園児を除く)の介護・看護が常時必要である場合(月48時間以上)	介護・看護の必要がなくなるまで (最長年度末まで)
⑤	災害 復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	災害の復旧が終了する月の末日まで (最長年度末まで)
⑥	求職 活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	3か月間 ※2
⑦	就学	保護者が学校に通っている場合や、ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合(月48時間以上)	在学・訓練期間中 (就学又は技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで)
⑧	虐待・ DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間
⑨	育児 休業	育児休業を取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	必要と認められる期間 (最長年度末まで) ※3
⑩	その他	上記以外で保育を必要とする事情がある場合	必要と認められる期間

※1 48時間以上の就労で短時間、120時間以上の就労で標準時間の認定を受けることができます。

※2 1度の求職認定での期間は最長3カ月です。延長はできません。認定期間終了までに就職先が決まっていない場合、翌月より認定することはできません。ただし、1度就労しその後再び求職認定を受ける事も可能です。1年間に求職認定を取得できる期間は、6カ月までです。

(例) 求職認定①(4~6月)  
⇒就労認定(7~8月)  
⇒求職認定②(9~11月)  
①+②=6カ月

※3 上の子が在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子の在籍は下の子が満1歳を迎える前月までとなります。

ただし、下の子の入園申請後入園ができなかった場合、上の子は年度末まで在籍が可能です。また、下の子が4月生まれで復職が5月15日までの場合は、上の子は続けて在籍が可能です。

## 2. 教育・保育給付認定の区分について

### (1) 教育・保育給付認定の区分

施設型給付の対象となる施設を利用するには、あらかじめ市に申請をし、教育・保育給付認定（以下支給認定といいます）を受けていただく必要があります。（行橋市では保育の支給認定と施設利用申込みを同時に行います。）支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分に分けられており、支給認定区分によって利用できる施設が決まります。

#### <認定区分>

区分	対象となる子ども(小学校就学前)	利用施設
1号認定 【教育標準時間認定】	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 【満3歳以上・保育認定】	満3歳以上で保護者の就労または疾病、その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	保育園 認定こども園
3号認定 【満3歳未満・保育認定】	満3歳未満で保護者の就労または疾病、その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

・子どもが満3歳に到達した時点で、3号認定から2号認定に切り替わります。手続きの必要はありません。  
・認定区分が3号から2号に切り替わった場合でも、その年度中は3号認定の利用者負担額を適用します。

### (2) 保育の必要量について

保育を必要とする2号認定・3号認定については、さらに「保育の必要量」として、保護者の就労状況に応じて「保育**標準時間**（最大11時間）」と「保育**短時間**（最大8時間）」のいずれかとなります。

保育を必要とする事由		標準時間・短時間の別	備考
①	就労	<b>標準時間</b> 又は <b>短時間</b>	<b>標準時間</b> ：原則月120時間以上（主にフルタイム勤務を想定）※1 <b>短時間</b> ：原則月48時間以上120時間未満の就労 （主に扶養内のパートタイム勤務を想定）※2 ※1《目安》1日6時間×週5日×4週=120時間（休憩時間を含む） ※2《目安》1日4時間×週3日×4週=48時間（休憩時間を含む）
②	妊娠・出産	<b>標準時間</b>	
③	疾病・障がい	<b>標準時間</b> 又は <b>短時間</b>	疾病や障がいの程度、入通院状況等に応じて個別に判断
④	介護・看護	<b>標準時間</b> 又は <b>短時間</b>	常時介護・看護に要する時間（月48時間以上）に応じて、月120時間を境に判断
⑤	災害復旧	原則、 <b>標準時間</b>	保護者から申請があった場合は短時間も可
⑥	求職活動	<b>短時間</b>	
⑦	就学	<b>標準時間</b> 又は <b>短時間</b>	就学に要する時間（月48時間以上）に応じて個別に判断 （通信は月48時間として算定し、短時間）
⑧	虐待・DV	原則、 <b>標準時間</b>	保護者から申請があった場合は短時間も可
⑨	育児休業	<b>短時間</b>	
⑩	その他	<b>標準時間</b> 又は <b>短時間</b>	状況に応じて個別に判断

〇お子さんの送迎について常時親族の協力を得られる場合などは、保育標準時間の認定を受けられる方でも保育短時間を希望することは可能です（②妊娠・出産を除く）。

ただし1日あたりの保育利用時間を超えて利用した場合には、別途利用料金が発生します。

延長料金等については、園ごとに料金設定が異なりますので、必ず園の重要事項説明書をご確認ください。

### 3. 入園の申込みについて

申込みに必要な書類は、行橋市役所子ども支援課子ども未来係（西棟1階⑰番窓口）にて配布します。

申込締切日までに、必要書類をそろえて提出してください。

詳しくは、すくすくゆくはし

令和8年4月

保育施設入所申込を

ご覧ください



#### (1) 令和8年4月の入園

区分	① 1次選考申込み	② 2次選考申込み
受付期間	令和7年11月6日（木）から 11月21日（金）まで	令和7年12月1日（月）から 令和8年1月30日（金）まで
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類に不備があると受付ができない場合がありますので、受付期間内に間に合うよう、余裕をもって準備をしてください。</li> <li>提出後の変更は、受付期間内に届出してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2次選考は、1次選考後に辞退等により定員に空きがでた場合のみ、上記期間に申込をした方、及び1次選考で入園が決まらなかった方を対象に行います。</li> <li>提出後の変更は、受付期間内に届出してください。</li> </ul>
選考結果	令和8年1月下旬発送予定 ◆保育料決定通知等は3月下旬に発送	令和8年2月上旬発送予定 ◆保育料決定通知等は3月下旬に発送
申込書の提出先	市役所⑰番窓口	市役所⑰番窓口

#### ◆結果等の通知について

○入園が決定した方のみ、内定通知書を発送します。

○1次選考で保留となった方は、自動的に2次選考の対象となりますが、2次選考終了時点で園が決まらなかった（保留となった）方には、2月上旬に「保育所入所保留通知書」を郵送します（初回のみ）。

入園保留となった方は、引き続き5月以降も選考の対象となります。

#### (2) 令和8年5月～令和9年3月の入園（令和8年3月より受付開始します）

受付期間	入園を希望する月の、前月の5日まで （例：5月入園希望であれば4月5日までに申込みください） ※5日が土・日・祝日の場合は直前の平日が締切日となります。
申込書の提出先	市役所⑰番窓口
選考結果	入園希望月の前月の20日前後通知予定

#### ◆結果等の通知について

○入園が内定した方には電話でご連絡します。ご希望施設への入園が決まらなかった場合には、「保育所入所保留通知書」をお送りします（初回のみ）。

翌月以降も引き続き選考となります。（申込書は令和9年3月末まで有効）。

翌月以降は、入園できる可能性がある方へ、電話でご連絡します。

子ども支援課から直接ご連絡しますので、電話番号の登録をお願いします。  
※連絡が取れない場合は、次点の方への案内となります。



子ども支援課

直通番号 0930-25-3988

公用携帯 080-3365-6469

## 4. 市外からの申込み、市外施設への申込みについて

### (1) 行橋市外にお住まいで、行橋市内の保育施設を希望される方

	行橋市に転入予定の方	行橋市に転入の予定がない方
申込書 提出先	行橋市役所子ども支援課子ども未来係 (市役所 ⑩番窓口) ※現在お住まいの市区町村担当課にも ご確認をお願いします。	お住まいの市区町村 (提出方法は事前にお住いの市区町村の担当課に ご確認ください)
受付期間	4ページをご確認ください。	
必要書類	次ページ「5.申込に必要な書類」を ご覧ください。 ※行橋市の様式を使用してください。	次ページ「5.申込に必要な書類」をご覧ください。 ※お住まいの市区町村の様式を使用してください。 なお、追加で書類の提出を求められることがあります。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入予定の方は、施設利用開始月の前月末までに必ず行橋市へ転入手続きを行ってください。期日までに手続きが完了しない場合は、理由に関わらず内定又は決定が取り消されます。</li> <li>・入園は行橋市民が優先となり、転入予定のない方は受け入れが困難な場合があります。</li> <li>・年度途中で市外に転出された方が引き続き市内の保育施設を利用できるのは、原則として、転出した年度の3月末までです。翌年度4月からは、住民票がある自治体の保育施設に入園を申請してください。</li> </ul>	
結果通知等 の発送時期	令和8年4月入園希望 ⇒ 令和8年1月下旬(1次選考)、令和8年2月中旬(2次選考) 令和8年5月以降入園希望 ⇒ 入園希望月の前月の20日前後	

### (2) 行橋市内にお住まいで、市外の保育施設を希望される方

申込書 提出先	行橋市役所子ども支援課子ども未来係(市役所⑩番窓口)
締切	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望先の市区町村の保育担当課にご確認ください。</li> <li>・市を通しての申込となりますので、利用希望先の市区町村の申込締切日から7~10日ほど、余裕をもって行橋市へ書類を提出してください。</li> </ul>
必要書類	「5.申込に必要な書類」をご覧ください。※その他利用希望先の市区町村が求める書類がありますので、利用希望先の市区町村にご確認ください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行橋市内在住で、市外の保育施設を希望される方は、利用希望先市区町村の<u>申込締切日</u>や、<u>必要書類等</u>を、事前にご自身で確認してください。</li> <li>・利用希望園に、入園の申請が可能か事前にお問い合わせいただいた上で申込みください。</li> <li>・市外の保育施設を希望する場合、入園を選考するのは保育施設の所属する自治体です。一度入園したら、年度を越えて引き続き入園できるとは限りませんので、ご注意ください。</li> </ul>

## 5. 申込に必要な書類について（市内にお住まいの方）

市HPから、申請書等のダウンロード

ができます。すくすくゆくはし

「保育施設入所申込に必要な書類」

をご覧ください。



### (1) 全ての方に提出していただく書類

	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	チェックシート	※兄弟姉妹2人以上お申込みの場合、1枚で構いません。
<input type="checkbox"/>	子どものための教育・保育給付認定申請書兼 保育利用申込書（2号、3号用）	入園希望する <b>お子さん1名につき1枚</b> 必要です。
<input type="checkbox"/>	保育が必要なことを証明する書類 （下表参照）	・保護者全員分（父・母等）※兄弟姉妹2人以上お申込みの場合、下記書類は1組で構いません。
<input type="checkbox"/>	保育園等申込に関する重要事項確認書	※兄弟姉妹2人以上お申込みの場合、1枚で構いません。

保育が必要なことを証明する書類	事由	必要書類
	●就労 ・育児休業	①就労証明書 ※育児休業を取得される方は、期間及び復帰日欄の記載が必要です。 ※「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業であり、自営業や会社役員の方に育児休業は、原則認められません。
	●自営業	①就労証明書 ②確定申告書の写し（開業初年度は開業届） ※法人代表者は就労証明書のみ
	●妊娠・出産	①申立書 ②母子手帳の写し、または妊娠健康診査受診券の写し（母の氏名及び出産予定日の記載があるページ等）
	●疾病・障がい ●介護・看護	①申立書 ②医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神福祉障害者保健福祉手帳等の写し ※申立書裏面の「医療機関診断書欄」に医療機関による記載がある場合は診断書の添付は不要です。
	●求職活動	誓約書兼求職活動報告書
	●就学	①申立書 ②在学証明書やカリキュラム等（在籍期間及び受講期間の記載）
	●その他	状況を証明するもの

### (2) 該当する方だけに提出していただく書類

確認時点	提出が必要な方	必要書類
令和7年 1月1日現在	住所が行橋市外の場合	令和7年度課税証明書 ※（令和6年中所得）又は、マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類の提示
	住所が国外の場合	令和6年中の所得等が確認できる資料
令和8年 1月1日現在	住所が行橋市外の場合	令和8年度課税証明書※（令和7年中所得）又は、マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類の提示
	住所が国外の場合	令和7年中の所得等が確認できる資料
令和8年 4月1日現在	入園児童の兄姉が、児童福祉施設等（※）に在園している場合	兄姉の児童福祉施設等の在園証明書 ※該当する児童福祉施設：施設児童発達支援センター（ゆくはしみらい、大地の子、恵光園こどもの家）

※課税証明書は、住宅借入金等特別控除、寄付金控除など、税額控除額が記載されたもの。

## 6. 申込にあたっての注意点

### (1) 育児休業明けの利用申込みについて

○育児休業から職場復帰する場合は、復帰月から就労の認定とします。

ただし、復職する日が15日までの方に限り、復職月の前月を入園希望月（慣らし保育）にすることができます。慣らし保育は正式入園となりますので、保育料は通常の入園と同じ扱いとなります。※当初の復職月に職場復帰しなかったときは、退園していただく場合があります。

職場復帰日 1日 15日 16日 月末

復職する前月＝入園希望月として申込可能	復職する当月＝入園希望月
---------------------	--------------

○育児休業給付金の支給手続きには、申請書の写しが必要です。市へ提出する前にコピーしてください。

### (2) その他

○利用時間や保育内容等は、各園で異なります。ご希望の施設へ直接問合せ・お子さんと一緒に見学等を行い、あらかじめ詳細をご確認ください。

○利用開始は毎月1日からとなります。

○申込書は令和9年3月利用分まで有効です。

○食物アレルギーへの対応が必要なお子さんについては、事前に各園にご相談ください。

○1か月以上登園がない場合、原則として退園となります。

保護者の里帰り出産による休みの場合は3か月以内、園児の入院等による休みの場合は2か月以内であれば特例として登園しないことを認めますが、保育料は減額とはなりません。休園の予定がわかった時点で、園及び市へ必ずご連絡ください。

## 7. 申込後に届出（書類の提出）が必要なとき

入園申込後、次の(1)～(7)に該当するようになったときは、子ども支援課子ども未来係に届出の上、書類の提出をお願いします。変更がある前月の20日までに届出してください。

(例えば、5月に求職→就労となる方は、必ず4月20日までに提出をお願いします。)

書類の提出があった翌月から変更となります。提出が間に合わない場合は事前に連絡をお願いします。 (悪質な虚偽申請が発覚した場合は退園していただきます。)

(1) 教育・保育給付認定決定通知書に記載している「保育希望理由（保育を必要とする事由）」や「認定期間」が変わるとき

例) 求職活動⇔就労 / 就労⇔妊娠・出産 / 育児休業を延長する など

※お子さんの年齢が満3歳になると、認定区分が3号から2号へ変更となりますが、手続きの必要はありません。変更後の認定証が市から郵送されます。

(2) 住所が変わるとき

(3) お子さんのご家庭の状況に変更があるとき（婚姻・離婚・弟妹の出生・同居家族の増減等）

(4) 就労先、勤務時間、就労の状況が変わるとき

(5) 育児休業期間を変更するとき

※復職月を変更するときは、利用申込開始月や支給認定が変更となります。

(6) 入園、又は転園希望する施設を変更、追加又は削除したいとき

(7) 家庭内での保育が可能になる場合やその他の理由で申込みを取り下げるとき

## 8. 利用者負担額（保育料）

### (1) 利用者負担額（保育料）について

#### 保育無償化について

対象施設	全額無償化		一部無償化
保育所・認定こども園保育園部	非課税世帯の 0～2歳児	保護者と生計を同一にし、保護者に監督・保護される第3子以降の 0～2歳児	上限額（月額）11,300円
認定こども園幼稚園部	3～5歳児		
認定こども園幼稚園部の預かり保育			

○上記以外の児童の利用者負担額は、お子さんの認定区分（※1）や保育の必要量、世帯の市民税所得割額等に応じた段階的な料金設定になります。原則として、父母等の市民税額を算定の基礎とします。

（P.9 参照）

（※1）年齢が満3歳に到達したことに伴い、認定区分が3号から2号に切り替わった場合でも、

**その年度中は3号認定の利用者の負担額を適用します。**

○市民税については、税額控除（住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除等）の適用を受ける前の「市民税所得割額」を用います。

○祖父母等がお子さんやその父母を税法上の扶養親族にしている場合や、父母が非課税の場合は、お子さんと同居する祖父母のいずれか収入が高い方の市民税額で算定します。

○事実婚相手と住所が同一の場合、事実婚相手の市民税も合算の上で算定します。

○**市民税が未申告の場合や、課税証明書またはマイナンバーのわかるものの提出がない場合は、利用者負担額は最高階層となります。収入の無い方も必ず市民税の申告をしてください。**

○利用者負担額は毎年9月に見直しを行います。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税額に基づく保育料					当年度市民税額に基づく保育料						

#### 利用者負担額（保育料）の試算例

- ①父の所得割額 135,000 円、母の所得割額 50,000 円（父母の合計 185,000 円）  
（認可保育園等利用で3歳未満の第1子、標準時間の場合）  
→9階層となり、保育料は 50,000 円
- ②父の所得割額 135,000 円、母の所得割額 50,000 円（父母の合計 185,000 円）  
（認可保育園等利用で小学校就学前の子どものうち、上から2番目の3歳未満の子、標準時間の場合）  
→9階層となり、保育料は 25,000 円（きょうだい多子軽減適用）
- ③父の所得割額 135,000 円、母の所得割額 50,000 円（父母の合計 185,000 円）  
（認可保育園等利用で同一生計の上から3番目の3歳未満の子、標準時間の場合）  
→9階層となり、保育料は0円（きょうだい多子軽減適用）
- ④母（父）の所得割額 41,000 円のひとり親世帯の場合  
（認可保育園等利用で3歳未満の第1子、標準時間の場合）→4階層となり、保育料は 7,550 円  
（市民税所得割額が 48,600 円未満のひとり親世帯等のため、1,000 円の軽減措置適用）  
（16,100 円－1,000 円）÷ 2 = 7,550 円
- ⑤母（父）の所得割額 77,000 円のひとり親世帯の場合  
（認可保育園等利用で3歳未満の第1子、標準時間の場合）→6階層となり、保育料は 9,000 円  
（市民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等のため、上限9,000 円適用）

## 利用者負担額表（保育料） 保育園・認定こども園保育園部・小規模保育施設（2号・3号）

市階層区分		利用者負担額（月額）			
階層 区分	定義	3歳未満（3号）		3歳以上（2号）	
		保育標準時間	保育短時間	保育 標準時間	保育 短時間
1	生活保護世帯	0	0	<b>保育無償化対象</b> ※保育料の無償化にあたるのは、4月1日時点で3歳以上の園児となります。	
2	市町村民税非課税世帯	保育無償化の対象です			
3	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	13,700	13,500		
4	所得割額 48,600 円未満	16,100	15,800		
5	48,600 円以上 72,800 円未満	24,500	24,100		
6	72,800 円以上 97,000 円未満	28,200	27,800		
7	97,000 円以上 133,000 円未満	35,600	35,100		
8	133,000 円以上 169,000 円未満	43,000	42,400		
9	169,000 円以上 301,000 円未満	50,000	49,300		
10	301,000 円以上	59,000	58,200		

### きょうだい多子軽減について

市民税所得割課税額	区分	保育料
57,700 円未満	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの2人目	上記一覧表の半額
	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの3人目以降	0 円
57,700 円以上	小学校就学前の子どものうち上から2人目	上記一覧表の半額
	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの3人目以降	0 円

※別住所の生計同一の子どもがいる場合は、きょうだい多子軽減を受けるために、市子ども支援課に別途申請が必要です。

令和7年9月1日より、行橋市では第1子、第2子の年齢や世帯の収入に関係なく、第3子以降の保育料が無償となりました。



### ひとり親世帯等軽減について

市民税所得割課税額	区分	保育料
48,600 円未満	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの1人目	上記一覧表から1,000 円を引いた額の半額
	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの2人目以降	0 円
48,600 円以上 77,101 円未満	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの1人目	上記一覧表の半額 (上限 9,000 円)
	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの2人目以降	0 円

◇ひとり親世帯等とは

○ひとり親家庭の場合（離婚協議、調停中の別居、事実婚は対象外です）

○入園児童とその児童と同居する人が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合

○生活保護を受給している場合

## 副食費について

3歳以上のお子さんについては、保育料は無償ですが、副食費の支払いが必要となります。支払い方法や金額等は各園で設定しておりますので、入園を希望される施設へ直接お問い合わせください。また、市町村民税所得割額やお子さんの人数によって副食費が免除されます。免除対象となる方には、通知でお知らせします。

市町村民税所得割額	区分	副食費
57,700円未満	年齢にかかわらず同一世帯の子ども全員	免除
57,700円以上	小学校就学前の子どもの上から1人目と2人目	各園が定める額
	小学校就学前の子どもの上から3人目	免除

### (2) 支払い方法について

#### ○ **認可保育園** の利用者負担額（保育料）の納付方法・口座振替の手続

- ・原則、口座振替で行橋市が徴収します。  
(毎月25日振替となります。振替日が金融機関の非営業日の場合は翌営業日となります。)
- ・行橋市内に支店のある金融機関に口座振替依頼書を提出し、手続きを行ってください。  
(※ゆうちょ銀行は不可)

なお、福岡銀行・西日本シティ銀行・北九州銀行につきましては、  
ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で  
「口座振替.com」からもご登録いただけます。

右記二次元コードを読み込み詳細をご確認ください。



口座振替.com

#### ○ **認定こども園** ・ **小規模保育事業所** の利用者負担額（保育料）の納付方法・口座振替の手続

- ・園での徴収となりますので、各園にご確認ください。

### (3) その他注意事項

- その月の「1日」に在籍されていれば、保育園の利用がなくても保育料は全額かかります。
- 保育料を3ヶ月以上滞納されると、退園していただく場合もあります。
- 保育料を督促しても正当な理由なく納付がない場合には、期限内に納付された方との公平性を保つため、法律の規定に基づく滞納処分として財産（給与、預金、不動産など）を差し押さえ、滞納保育料に充てることとなります。
- 保育料の請求は、原則として保護者登録されている方宛に行います。しかし保育料の未納が続き、他の扶養義務者がいる場合は、その方に対して保育料の請求、督促及び滞納処分を行うこともあります。
- 保育料を滞納すると督促手数料及び延滞金が発生します。

## 9. こんなときどうするの？

●支給認定証に記載されている「保育を必要とする事由」や「認定期間」が変わったとき

Q. 現在求職活動中で短時間保育の認定を受けています。フルタイムの仕事が決まり、標準時間保育の認定を受けたいのですが、何か手続きが必要ですか？

A. 手続きが必要です。

仕事が始まる月の前月の20日までに、就労証明書を、市子ども支援課子ども未来係まで提出してください。書類の提出が間に合わない場合は必ず前月の20日までに市にご連絡ください。また、園にも必ず伝えてください。

なお、認定の変更は、申請の翌月からの適用となりますのでご注意ください。

【例】11月1日からの就職が決定し、短時間から標準時間へ保育時間が変更する

10月20日までに勤務証明書を提出した場合

→11月1日から保育標準時間保育認定を受けることができます。

11月になってから市への連絡及び勤務証明書を提出した場合

→標準時間保育認定への適用は12月からとなり、11月中は短時間保育認定のままです。

園が設定している短時間保育の時間を超えて利用した場合は、別途延長料金が発生しますので、ご注意ください。

Q. 求職活動をしていましたが、仕事が決まらなかったらどうなりますか？

A. 保育を必要とする事由を求職とできる期間は**最長3ヵ月**です。延長はできませんので、認定期間終了までに就職先が決まっていない方は原則退園となります。

求職活動の後就職し、その後仕事を辞めた時は、求職の認定を再度受けることができます。

1年間に取得できる期間は**合計6ヶ月まで**です。

倒産や派遣切りなどやむを得ない場合はご相談ください。

Q. 就労先、勤務時間、就労の状況が変わる予定、退職等の場合はどうしたらいいですか？

A. 変更がある月の前月の20日までに市役所への届出が必要です。

変更が決まっているが書類の提出が間に合わない場合は必ず市にご連絡ください。事前の連絡が無い場合は、変更は翌々月からとなります。

状況が変わる見込みがわかった時点で、市と園へ必ず連絡をお願いします。

Q. 引越しや結婚、離婚、弟妹の出生など、家庭の状況や住所が変わった時は手続きが必要ですか？

A. 手続きが必要です。

必要な書類などは変更事項によって異なりますので、市子ども支援課子ども未来係、及び、園へご連絡ください。家庭状況などの変更により、保育料が変更となる場合があります。

Q.入園を希望しておらず、育休を延長したいので、選考不要で保留通知のみが欲しいのですが、発行してもらえますか？また、内定しても辞退して保留通知のみをもらえますか？

A.交付不可です。

入園申請をされた方は、入園の選考を行います。選考後、入園が保留となった方のみ、入所保留通知書を発行します（初回のみ・再発行不可）。保留通知のみの発行、又は内定を辞退した方への保留通知の発行はできかねますので、ご了承ください。

### 2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わりました

2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要となりました。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず申込書の写しをとって保管しておいてください。

詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。



## ●退園する場合

Q.都合により園を退園したい場合はどうしたらいいですか？

A.退園は、原則月末日となります。（在籍月分まで保育料が発生します。）早めに園に退園する旨を伝え、退園する月末の1週間前までに市及び園に退園届を提出してください。

## ●休園について

Q.長期で欠席する場合、退園となりますか？

A.1か月以上の登園が無い場合は原則として退園となります。

ただし、保護者の里帰り出産による休みの場合は、3か月以内であれば特例として登園しないことを認めますが、保育料は減額とはなりません。休園の予定がわかった時点で、市及び園へ必ずご連絡ください。

## ●欠席期間中の保育料について

Q.病気のため2週間欠席したのですが、保育料は1か月分かかりますか？

A.欠席しても保育料は全額お支払いいただきます。

## ●転園について

Q.新年度からは、市内の別の保育園に転園したいのですができますか？

A.市に入園申請書などの必要書類を提出してください。

提出期限は、新年度の新規申込の締切と同じです。第1次申込の締切は、令和7年11月21日(金)です。第2次締切は令和8年1月30日(金)ですが、第1次申込の選考後に、辞退等で空きが出た場合のみ2次選考を行いますので、できるだけ第1次の締切までにお申し込みください。その際に必ず入園先が決まるわけではありませんので、ご理解のうえお申し込みください。(現在の園に必ず戻れるというわけではありません。)

## ●口座振替ができなかった場合

Q.残高不足により口座振替ができなかったのですが、どうしたらいいですか？

A. 後日送付する納付書での納入をお願いします。

認可保育園の保育料の口座振替は各月25日振替です。振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日となります。

※認定こども園、小規模保育事業所は、園での徴収となります。各園に確認をしてください。

## ●病気になった時の保育

Q.子どもが病気の時はどうしたらいいですか？

A. 感染拡大予防の観点から、お預かりが難しい場合があります。

お子さんの安静の確保と感染症拡大予防の観点から、保育所等での保育・集団生活が難しい場合があります。自宅での保育が困難な場合は、「病児病後児保育室アンファン」等をご利用ください。事前に利用登録が必要です。

【アンファン】 行橋市東大橋二丁目9番1号  
(行橋京都メディカルセンター2F)  
TEL: 0930-25-7701



詳しくは、ホームページをご覧ください。

子育て情報ポータルサイト「すくすくゆくはし」  
行橋京都病児病後児保育室「アンファン」ご利用案内

## 10. 重要なお知らせ

### ◆変更手続き

新年度の更新手続き以外の時期に申請内容に変更が生じた場合は、その都度申請が必要です。  
必要書類等は園または市子ども支援課子ども未来係（市役所1階17番窓口）にあります。  
また、子育て情報ポータルサイト「すくすくゆくはし」からもダウンロードできます。

《掲載場所検索方法》

すくすくゆくはし>目的でさがす>保育園・認定こども園・幼稚園>

令和8年度保育施設入園申込に必要な書類



### ◆退園

次の場合は、退園していただくことがあります。

- 提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合
- 保育を必要とする事由が消滅した場合
- 原則1か月以上の登園が無い場合

### ◆行橋市から転出

保育所等に入園後に行橋市から転出する場合は、行橋市子ども支援課で退園手続きを行ってください。  
転出後に継続して現在の園に通う場合は、転出先の市町村担当課でお手続きが必要です。  
ただし、継続して通えるのは、原則その年度内（3月31日）までとなります。  
その後の更新の申請を希望する場合は、お住まいの市町村担当課へご相談ください。  
その際、行橋市のお子さんで待機があるなどの理由で、継続入園ができない場合がありますので、ご了承ください。

※マイナンバーで手続きした方も、保育所の手続きは別途子ども支援課窓口で行ってください。

### ◆入園が保留（育児休業を延長する場合）

兄姉が保育所等に在園している場合は、育児休業を延長したことが確認できる就労証明書を、再度ご提出ください。

保育所入所保留通知書は、入園対象月の利用調整が終了した後に送付しています。

育児休業の期間延長手続きなどの際の「保育が行われないことの証明」としてご利用をお考えの方は、まず、勤務先の育児休業の手続きを行う担当者にご確認ください。

育児休業手当延長等の手続きにつきましては、必ずご自身で手続きや期限等をご確認ください。

入園申請月より過去の内容の通知書は発行できません。

お問い合わせは

## 行橋市 子ども支援課 子ども未来係

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所 西棟1階 ⑰番窓口

TEL 0930-25-3988（直通）

080-3365-6469（子ども支援課公用携帯）

受付時間 平日8時30分～17時

行橋市子育て情報ポータルサイト



入園に関する情報などは  
子育て情報ポータルサイト  
「すくすくゆくはし」を  
ご覧ください。

